

・SUKUMO CITY・

宿毛市

広報すくも 2018.5

Pick up

ユニバーサルデザインフォント
の利用を開始しました。

UD
FONT

- P3 奥谷 博画伯文化勲章受章記念展
文化勲章受章記念展と記念式典のご案内
- P4-5 ご寄附のお礼
林邸再生・活用事業 ご寄附のお礼
宿毛市へのふるさと納税
- P6-7 平成 30 年度 宿毛市当初予算の概要
- P22 平成 30 年度 国民健康保険税率等の改正
資産割の廃止、課税限度額の引き上げ



第4回宿毛マラソン2018が行われました

高齢者叙勲



地方自治功労 旭日単光章
黒石 富三 氏

長年にわたり宿毛市議会議員として活躍され、高邁な政治信念をもって地方自治振興に貢献された功績が認められ、栄えある旭日単光章を受章されました。

問 企画課 ☎ 63-1118

JICA ボランティア（青年海外協力隊）表敬訪問

青年海外協力隊として、平成28年1月から平成30年1月までエチオピアに派遣されていた畑中 智泰さんが4月5日に市長を表敬訪問されました。

畑中さんは、ティグライ州マイチョウにある職業訓練校で技術のシェア、教材の製作修理など技術力や知識の向上を目的とした人材育成に従事しており、今回の表敬訪問では派遣先での経験や途上国の現状などをお話いただきました。



問 企画課 ☎ 63-1118

寄贈品

坂本図書館への寄贈品を紹介します。

図書カードの寄贈（3月20日寄贈）

国際ソロプチミスト幡多から坂本図書館に図書カード（30,000円分）を寄贈していただきました。ありがとうございました。

購入した図書は、1階の新作図書コーナーに展示の後、2階の「国際ソロプチミスト幡多文庫」の書架に配架となります。

図書の寄贈（3月22日寄贈）

（公財）坂本報効会（理事長 坂本嘉廣氏）から坂本図書館へ合計96冊の図書を寄贈していただきました。ありがとうございました。

●寄贈図書

瀬戸内寂聴全集／遠藤周作文学全集／世界の文学と言葉入門（第2期）／漫画家たちが描いた仕事／ストーリーで楽しむ日本の古典 ほか



問 坂本図書館 ☎ 63-2654

奥谷 博画伯文化勲章受章記念展

このたび宿毛市名誉市民であり文化勲章を受章されました奥谷 博氏の文化勲章受章記念展を開催します。奥谷 博氏は日本洋画の巨匠として、平成 29 年 11 月に文化勲章を受章されました。高知県出身者の文化勲章の受章は、昭和 32 年の牧野 富太郎氏以来 2 人目です。これを記念し、作品の特別無料公開とご本人によるギャラリートークを実施します。

文化勲章受章記念展

期間 5月12日(土)～5月20日(日)

時間 9時～17時

場所 宿毛文教センター1階 多目的ホール

入場料 無料

※記念展来場者は当日の歴史館常設展入館料160円

記念式典

開催日 5月12日(土)

時間 9時 オープニングセレモニー
9時20分 ギャラリートーク

場所 宿毛文教センター1階 多目的ホール

入場料 無料



奥谷 博 (おくとに・ひろし) 氏

略歴

昭和 9 年に宿毛市坂ノ下に生まれる。洋画家。宿毛高等学校を卒業後、東京芸術大学へ進学。在学中より、独立美術協会展を中心に活動。昭和 42 年に第 1 回文部省芸術家在外研修員としてフランスに渡る。帰国後、愛知県立芸術大助教授に就任。昭和 58 年に芸術選奨文部大臣賞、平成 8 年に日本芸術院賞を受賞。平成 19 年に文化功労章を受賞。同年、パリのユネスコ本部にて個展を開催。平成 29 年に文化勲章を受賞。宿毛市の芸術文化の振興に著しく貢献されたことにより、市政善行者、市政功労者として表彰される。平成 18 年に宿毛市初の名誉市民となる。宿毛市に多数の自作絵画を寄贈していただいている。



▶ 「雨余」

問 中央公民館 ☎ 63-2618

林邸再生・活用事業 ご寄付のお礼

平成29年度に実施しました林邸再生・活用事業に、たくさんの皆さんからご寄付をいただきました。ご寄付は林邸改修工事等の費用として使わせていただきました。ご承諾をいただきました皆さんのうち、ご了解いただいた方々については、お名前（個人、法人、団体名）を林邸に掲示し、宿毛市公式ホームページで公表させていただきます。ご寄付をいただきました皆さん、本当にありがとうございました。



寄附総額

970万7,917円

問 商工観光課 ☎ 63-1119

第1回 すくも郷土かるた大会 開催

卓囲会が、宿毛の偉人や文化、自然を織り込んだ「すくも郷土かるた」を使い、第1回すくも郷土かるた大会を開催します。

日時 6月23日（土）10時～14時（終了予定）

場所 宿毛市林邸（宿毛市中央3丁目1番3号）

参加費 無料

内容 3人1組による団体戦

対象 小学生（低学年の部・高学年の部）

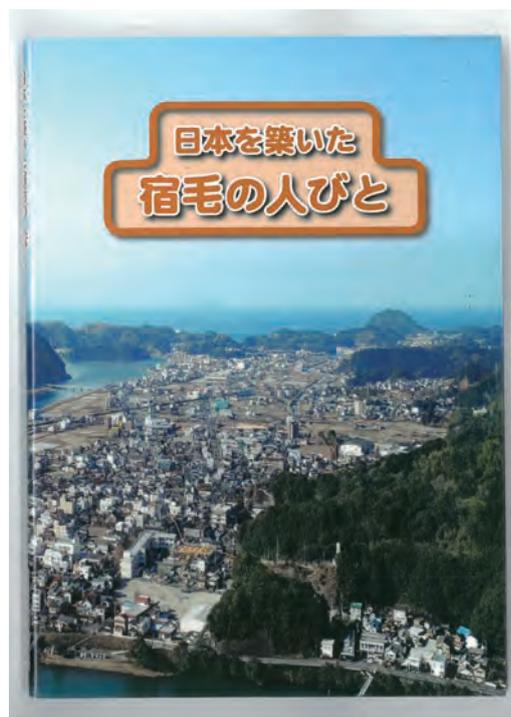


申問 商工観光課 ☎ 63-1119

『日本を築いた宿毛の人びと』 発刊

宿毛は「人材の里」と呼ばれ、明治以降、日本を導き世界に雄飛した人材を多く輩出しています。郷里を大切に、宿毛のことを想いながら数多くの実績を積み重ねた人材を、これまで市内小中学校では「宿毛の21人」の冊子を副読本にして学習してきました。

今回、さらに人材を現代まで広げ、産業や文化、観光も紹介する冊子に改編、広く市内外の皆様にも楽しんでいただけるよう、販売することになりました。出版元の富山房インターナショナルのご厚意、ご提供により、今後はこの冊子が市内小中学校で副読本として使用されます。ご家庭での読み物、市外からの観光などにご利用ください。また、ご興味のある方にご紹介ください。



書籍名 日本を築いた宿毛の人びと **価格** 1,500円（税込）

販売場所

宿毛歴史館、中央公民館、坂本図書館、（一社）宿毛市観光協会（宿毛駅内）、宿毛市林邸

発行 宿毛市教育委員会 **出版** 富山房インターナショナル

問 宿毛歴史館 ☎ 63-5496

宿毛市へのふるさと納税

平成 29 年度寄附

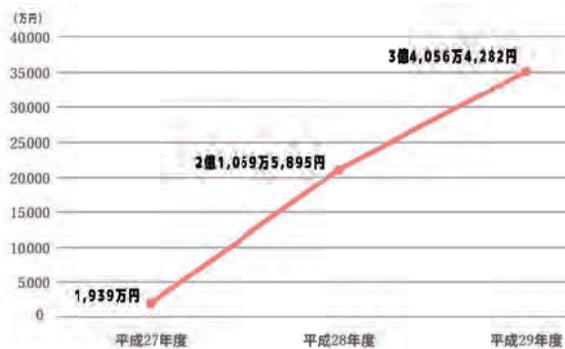
ふるさと納税として、平成29年度受付分(平成30年3月末現在)は、のべ25,477名の方のご寄附をいただきました。

平成29年度について、これまでにいただきました寄附金から様々な事業に合計2億9,323万7,000円を活用させていただきました。(寄附金は、その用途ごとに基金に積み立て、必要な事業に取り崩して活用しています。)

寄附総額

3 億 4,056 万 4,282 円

宿毛市ふるさと納税 寄附金額の推移



平成 29 年度活用事業

- 保育園への遊具設置
 - 環境管理センターの管理
 - 大島桜公園の整備
 - スクールバス運行委託費
 - 図書の購入
 - 小野梓記念公園の整備
 - 乳幼児医療扶助
- など 21 事業



平成 30 年度寄附

平成30年度からは、より寄附者の方の思いに応えることができるよう寄附の使い道の事業区分を見直しました。

新しい事業区分

- 未来を担うひとづくり事業
(子育て支援・子供の教育・移住定住・交流事業等)
- 豊かな文化とからだを育むまちづくり事業
(文化およびスポーツ振興・健康増進事業等)
- みどりと自然あふれるまちづくり事業
(森林河川・環境・水道保全事業等)
- 活力のあるまちづくり事業
(観光・農林業・商工業振興事業等)
- 市長の必要と認める事業
(高齢者福祉・防災・災害支援事業等市長にお任せ)

いただきました寄附金については、宿毛市発展のための大切な財源として大切に活用させていただきます。



宿毛市へのたくさんの温かいご声援
本当にありがとうございました。

問 企画課移住定住推進室 ☎ 63-1165

平成30年度 宿毛市当初予算

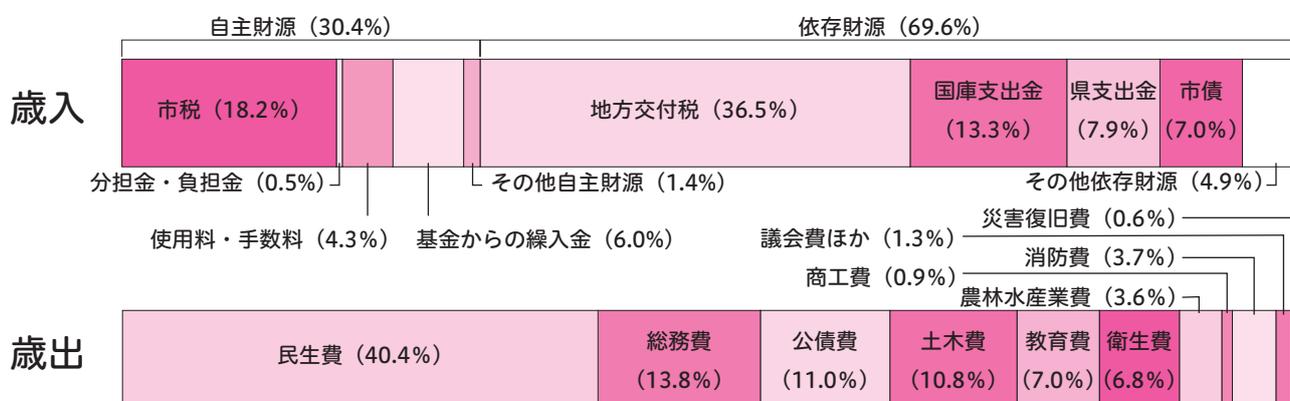
一般会計総額 113億8,208万2千円

款別	予算額	構成比
自主財源		
市税	20億7,505万1千円	18.2%
分担金・負担金	4,914万7千円	0.5%
使用料・手数料	4億8,703万4千円	4.3%
基金からの繰入金	6億8,366万1千円	6.0%
その他自主財源	1億6,163万6千円	1.4%
依存財源		
地方交付税	41億5,000万円	36.5%
国庫支出金	15億1,445万2千円	13.3%
県支出金	8億9,948万円	7.9%
市債	7億9,691万1千円	7.0%
その他依存財源	5億6,471万円	4.9%
合計	113億8,208万2千円	100.0%
自主財源	34億5,652万9千円	30.4%
依存財源	79億2,555万3千円	69.6%

歳入

款別	予算額	構成比
民生費	46億256万8千円	40.4%
総務費	15億7,568万4千円	13.9%
公債費	12億5,099万3千円	11.0%
土木費	12億3,111万3千円	10.8%
教育費	7億9,834万8千円	7.0%
衛生費	7億7,871万1千円	6.8%
農林水産業費	4億1,289万7千円	3.6%
商工費	9,677万2千円	0.9%
消防費	4億2,552万8千円	3.7%
議会費ほか	1億4,317万8千円	1.3%
災害復旧費	6,629万円	0.6%
合計	113億8,208万2千円	100.0%

歳出 (目的別)



性質別歳出 年度別比較表

(千円未満四捨五入)

	人件費	扶助費	公債費	物件費	維持補修費 補助費等	普通建設事業	災害復旧事業 その他の経費
平成30年度 113億 8,208万2千円	19億718万円	22億7,330万円	12億5,102万円	11億5,767万円	15億7,551万円	10億4,080万円	20億2,995万円
平成29年度 119億9,155万円	20億506万円	23億2,132万円	12億4,022万円	11億1,508万円	15億8,969万円	13億714万円	22億2,796万円
					8,036万円	6,629万円	
					8,180万円	1億329万円	

- 【歳入】**
 - 地方交付税** 行政が仕事をしていくために標準的な経費を算出し自治体の収入で足りない部分について国から交付されるもの。
 - 市債** 道路の改良や建設事業などを行う際の、事業費に対する財源不足を補う借金。
- 【歳出】**
 - 民生費** 子ども・高齢者・障害者などの福祉や人権政策などのための費用。
 - 衛生費** ごみ処理などの環境整備や検診、予防接種などのための費用。
 - 扶助費** 障害者、高齢者、児童、生活困窮者などを援助するための費用。
 - 公債費** 市債を返済していく費用。
 - 物件費** 委託料(ごみの収集業務、システムの保守業務など)、光熱水費、電話料、郵便料、事務用品や旅費などの費用。
 - 補助費等** 各種団体やイベントへの補助金、一部事務組合(消防、ごみ処理など)への負担金などの費用。
 - 普通建設事業** 道路、公園、住宅、港湾などの施設整備の費用。

用語解説

一般会計

本年度の一般会計予算は、昨年度に引き続き、重点的に取り組むべき政策である産業振興・観光振興・防災対策・人口減少対策・子育て支援対策の5本の柱を中心に予算編成を行いました。その結果、総額は113億8,208万2千円となりました。

今後とも厳しい財政運営が予想されますが、限られた財源の中でより効率的、効果的な運営に努めていきます。

一般会計の主な事業

ふるさとワーキングホリデー事業
2134千円

移住者増加と人材不足解消に向け、参加者に対して田舎ぐらし、仕事体験費用の一部を補助するもの。

自転車を活用したまちづくり計画策定事業
3000千円

自転車利用を促進することだけを目指すのではなく、「スポーツ」、「環境」、「観光」、「教育」、「健康」などに自転車をもたらし複合的な効果を推進することを目的として、「サイクリストの受入れ環境の整備」、「交通ルール・マナーアツ

プ施策」、「モデルコースの検討」、「各種イベント」などを計画的に推進するため「宿毛市自転車を活用したまちづくり計画」を策定するもの。

西地区防災センター設計委託事業
5069千円

災害発生時における孤立対策のため、水・食料の備蓄や炊き出し等災害時に必要な一定の機能を有する地域の災害拠点施設として、西町公園敷地内に防災センターを整備するための設計を行うもの。

宿毛市子ども・子育て支援事業計画調査支援業務委託料
1880千円

宿毛市で二期目の「子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、現状の把握、今後の教育・保育の必要量の見込み等、ニーズ調査を実施するもの。

宿毛産品PR事業
3058千円

本市の全国的な知名度の向上、特産品ブランド化、観光客の誘致を図るべく、農産、畜産、水産、観光等の情報を集約しデータベース化する情報発信サイト「さとむすび」を導入することで、総合的に効率的

な情報発信を実現し、生産者の所得向上を促すもの。

県営農地中間管理機構関連農地整備事業
2500千円

大深浦に所在する大規模な耕作放棄地を圃場整備することで農地の集約化及び収益性を図るため、県営事業として行う農地中間管理機構関連事業の実施計画作成費に対して負担するもの。

林邸イベント業務委託事業
1278千円

平成29年度に志国高知幕末維

新博事業を活用して観光拠点施設として改修を行った林邸のオープニングイベント等の落成記念イベントを開催し、観光客等の誘客促進を図るもの。

特別会計

特別会計は、特定の事業を行う場合にその経費を明確にするため、一般会計と区別して設けられる会計です。

宿毛市では、平成30年度は左の表のとおり、国民健康保険事業から後期高齢者医療まで11の特別会計を設けています。

企業会計

本年度の特別会計予算総額は、66億5,880万4千円で、前年度に比べ全体で8億2,378万8千円の減となっています。

企業会計は、地方公共団体の経営する会社のようなもので、地方公営企業法の適用を受けるものをいい、宿毛市では水道事業会計がこれにあたります。

本年度の水道事業会計予算は8億7,923万5千円で、前年度より25%の減となっています。

会計	予算額	前年度比 (増減率)	
一般会計	113億8,208万2千円	-5.1%	
特別会計	国民健康保険事業	28億1,841万9千円	-20.7%
	へき地診療事業	6,249万8千円	2.5%
	定期船事業	1億3,295万3千円	9.2%
	特別養護老人ホーム	1億4,062万1千円	9.7%
	学校給食事業	2億360万7千円	1.7%
	下水道事業	6億4,923万5千円	-14.0%
	国民宿舎運営事業	1,000万8千円	-13.5%
	介護認定審査会	370万3千円	-0.2%
	介護保険事業	23億69万9千円	-0.2%
	土地区画整理事業	3,649万5千円	-13.7%
後期高齢者医療	3億56万6千円	1.1%	
特別会計計	66億5,880万4千円	-11.0%	
水道事業会計	8億7,923万5千円	-25.0%	

i 直七高付加価値化 推進事業

直七を栽培してみませんか？
古くから庭先でつくられていた直七。現在はポン酢やドレッシングなどの加工品として、市内だけでなく、大阪や東京など都市圏でも販売されています。

直七加工品は今後も需要の拡大が見込まれ、原料となる直七の生産量増加を図ることが重要となっています。また、直七は水稲栽培よりも農業所得の向上が見込まれ、管理も比較的容易な作物です。

そこで、まとまった面積で直七を栽培できる方を対象に、苗木の配布事業を実施します。

実施にあたり、説明会を開催しますので、新たに栽培したい方や規模拡大したい方はご出席ください。

日時 5月29日(火) 15時

場所 宿毛文教センター1階
多目的ホール



問 産業振興課 ☎ 63-1117

i 今月の1日行政相談所

日時 5月29日(火)
13時～15時

場所
宿毛文教センター2階 会議室3

宿毛市行政相談委員

三本 義男 ☎ 63-1800

山岡 まゆみ ☎ 63-1468

※相談は各委員の自宅や電話でも受け付けています。

問 総務課 ☎ 63-0948

i 空き家対策総合支援事業 (除却)

宿毛市内で増加する空き家の対策として、地域の活性化と市民の安全・安心の向上を図るため、危険老朽空き家を解体する場合、費用の一部を補助します。

対象

宿毛市内にある長期にわたり使用されていない個人の居住用住宅または空き建築物で、老朽化が著しく危険性がある住宅

補助金額

解体などに要する費用の5分の4以内(上限額160万円)

募集件数 5件程度

申請書記布場所 都市建設課

申請受付期間

5月1日(火)～6月29日(金)
(土・日・祝日を除く)

※詳しくはお問い合わせください。

申 問 都市建設課建築住宅係
☎ 63-1120

i 忘れずに！現況届の提出

農業者年金を受給されている方は、現況届を住所地の市役所にある農業委員会に必ず提出してください。

●現況届の用紙は5月末ごろに受給権者ご本人宛に送付します。

●現況届は、受給権者ご本人が現況届に署名・記入して6月中に農業委員会に提出してください。(提出締切6月29日)

●現況届の提出がない時は、11月の支払いから現況届が提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますのでご注意ください。

提出締切 6月29日(金)

問 農業委員会事務局
☎ 63-1101

募 宿毛市空き家活用移住 定住促進住宅入居者募集

物件

- 住所 中央7丁目4番2号
- 賃料 2万円/月
- 入居可能期間
平成30年8月上旬～
平成37年9月末
- 間取り 2階建て6K
(耐震化、水回りリフォーム済み)
- 建築年 昭和48年
- 駐車場 無(隣地にあり)
- その他 コンビニまで徒歩1分

主な入居資格

- 自治会に加入し、地域活動に積極的に参加できる方
- 申込者・同居者に市税の滞納がない方
- 暴力団員ではない方
- 次の1および2に該当する方

1. 市外から宿毛市に移住しようとする方、または市外から移住してきて宿毛市に居住している方で定住する意思がある方

2. 2人以上で入居を予定している方

※ほか、入居条件など詳しくはお問い合わせください。

受付期間

5月1日(火)～6月29日(金)

受付場所

申 問 企画課移住定住推進室
☎ 63-1165

楠山梅狩り祭り

今年も梅の實の収穫時期がやってきます。お好みの大きさ、熟れ具合を確認してご自分の手で収穫を試みませんか。

日時

●梅狩り祭り

6月3日(日) 9時～14時
(小雨決行)

●梅狩り体験

6月3日(日) 9時～14時
6月4日(月)～10日(日)
11時～14時

場所 楠山公園駐車場

内容 (梅狩り祭り)

・梅の種飛ばし大会・特産品販売
・第4回楠山梅祭り写真コンテスト
展示表彰

※1kgあたり200円で販売。

※梅が無くなり次第、梅狩り体験は終了します。



問 山里の家 ☎64-7037

自動車税の納付

5月上旬発送予定の自動車税の納期限は5月31日となっています。コンビニエンスストアでの納付が可能です。平日に納付できない方などは、納税通知書をご持参のうえご利用ください。(詳細は納税通知書の裏面をご覧ください。)

なお、納税通知書が届いていない方がいましたらご連絡ください。また、身体障害者等の方の減免手続き期限も5月31日までとなっておりますのでご注意ください。

問 高知県幡多県税事務所
☎0880-35-5972

無料人権相談

相談を希望される方は、事前に人権推進課までお申し込みください。

日時 6月1日(金)
10時～15時

※相談時間は、1人30分です。

場所 宿毛文教センター2階
視聴覚室

内容

人権問題・婚姻・扶養・相続・金銭貸借・土地建物貸借・登記・戸籍・交通事故など

主催 高知地方法務局四十支局

申問 人権推進課 ☎62-0225

宿毛市クリーンデー

市民総参加の清掃活動「宿毛市クリーンデー」を予定しております。多くの方のご協力をお願いします。※実施内容等は各地区で異なりますので、地区回覧等でご確認ください。

日時 6月3日(日)(小雨決行)

問 環境課 ☎63-1697

「宿毛のうた 桜のうた」の作品募集

応募要領

●部門

俳句、川柳、短歌、詩、エッセイ

●テーマ

問いません(桜、宿毛大歓迎)

●形式

自由(ただし、読みやすい字体で、作品はなるべく未発表のもの)

●締切 10月末頃まで

●その他

住所、氏名、年齢、連絡先を明記の上、82円切手を5枚同封

●応募先 〒788-0783

宿毛市平田町戸内1747 宿毛夢いっぱい会井戸端会議 下元かおる まで

問 下元かおる ☎66-1123

大人対象！ ものづくり教室

かわいいウェルカムボードを作ってみませんか？ものづくり、インテリアに興味のある方はぜひご参加ください。

日時 6月16日(土)
19時～20時30分

場所 宿毛文教センター2階
会議室2

講師 アトリエ もりやまねこ
nendorian cocco さん

参加費 1,000円(材料代)

対象者 大人(概ね18歳以上)

定員 15名

※定員を超えた場合は抽選

申込締切 6月8日(金)17時



申問 中央公民館 ☎63-2618

坂本ダム放流の警報音と放送

松田川利用時は坂本ダム放流の警報音と放送に十分注意し、警報が出た場合、すぐに川から上がり安全な場所に避難してください。

※坂本ダムの貯水量または流域の雨量等の情報：☎62-6521

※坂本ダムの警報音は、普通のサイレンの音とは異なります。

警報音テスト日時 (雨天中止)

5月10日(木)、5月17日(木)
5月24日(木)、5月31日(木)
いずれも14時30分から

対象地域 坂本ダム～篠川合流点

問 幡多土木事務所宿毛事務所施設管理課 ☎63-2141(宿毛事務所)

☎62-6510(坂本ダム)

平成 30 年度

宿毛市新規採用職員

これから
よろしくお願いします!



岡崎 誠也
(生涯学習課)



上岡 葵
(福祉事務所)



黒岩 正寛
(危機管理課)



北川 生雄
(税務課)



岩井 奈々
(成陽保育園)



所谷 麻衣
(中央保育園)



篠原 沙紀
(平田保育園)



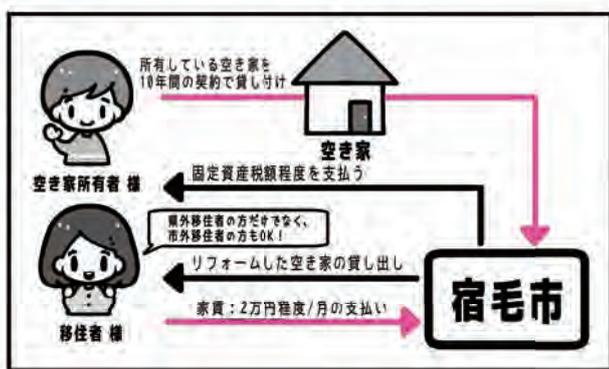
岩本 四季
(幡多西部消防組合)

空き家活用移住促進住宅改修事業の募集

宿毛市では、空き家活用移住促進住宅改修事業のモデルとなっただけの空き家所有者を募集しています。

本事業は、宿毛市が空き家所有者から 10 年間空き家をお借りし、賃借料として固定資産税額程度（年額）の金額をお支払いいたします。お借りした空き家は、宿毛市が耐震化や水回りなどのリフォームを施して、宿毛市へ移住を希望している方に公的住宅としてお貸しします。

募集条件をご確認いただき、「市に空き家を貸してもいい」という空き家所有者の方は、お問い合わせください。



主な募集条件

募集件数 1 件

対象 宿毛市内にある居住用の建物で、現在人が居住しておらず今後も居住の予定がない建物

条件 宿毛市空き家バンクへ 10 年以上登録すること

申込期間 5 月 1 日 (火) ~ 6 月 29 日 (金)

問 企画課移住定住推進室 ☎ 63-1165

ふるさと納税 返礼品紹介ライター募集

宿毛市では、ふるさと納税ポータルサイトに登録している返礼品（寄附に対するお礼の品）の紹介ページを作成するライター（記者）を募集しています。1つの返礼品につき 1,000 文字程度の紹介文と写真を作成していただきます。文章を書くことが好きという方はぜひご応募ください。



対象

- ふるさと納税協賛事業者に取材に行き、1つの返礼品につき 1,000 文字程度の紹介文と写真を提出していただける方
- 選考審査に合格した方

※選考審査の内容等、詳細はお問い合わせください。

募集人数 若干名

報償 1 記事につき、21,600 円 (税込)

申込期間 5 月 1 日 (火) ~ 6 月 29 日 (金)

問 企画課移住定住推進室 ☎ 63-1165

すくも 市議会だより

第91号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

定例会の概要

第一回定例会は平成三十年三月六日に開会し、二十三日間の会期で三月二十七日に閉会しました。

補正予算

◎一般会計(議案第四号)

平成二十九年補正予算は、総額で四億一千三百四十八万六千円が減額され、累計で百二十四億四千三百四十六万円となりました。

当初予算

◎一般会計(議案第十六号)

平成三十年一般会計予算は総額で、百十三億八千二百八万二千円で前年度より六億九百四十六万八千円の減額となっています。(詳細は、6ページをご参照下さい。)

議案の主な内容は、

次のとおりです。

(歳出の主なもの)

- ふるさと寄附金事業
.....二億六千四百一十一万円
- 住宅耐震改修促進費補助金
.....二千二百六十万円

第一回(三月)定例会日程

3月6日(火)	本会議	開会、行政方針の表明、議案上程、提案理由の説明
7日(水)	休会	
8日(木)	休会	議案等精査
9日(金)	休会	議案等精査
10日(土)	休会	議案等精査
11日(日)	休会	
12日(月)	本会議	一般質問
13日(火)	本会議	一般質問
14日(水)	本会議	議案質疑
15日(木)	休会	委員会審査
16日(金)	休会	委員会審査
17日(土)	休会	委員会審査
18日(日)	休会	
19日(月)	休会	委員会審査
20日(火)	休会	委員会審査
21日(水)	休会	委員会審査
22日(木)	休会	委員会審査
23日(金)	休会	
24日(土)	休会	
25日(日)	休会	
26日(月)	休会	
27日(火)	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会

- 多面的機能支払交付金事業
.....五千二百六十六万三千元
- 鳥獣被害対策事業
.....二千九百七十六万円
- 地方道整備事業
.....二億一千六十万円
- 市営改良住宅建替事業
.....一億五千五百九万円
- 救助工作車更新事業
.....六千八百万二千円
- 英語指導助手招致事業
.....一千五百八十七万円

条例

◎宿毛市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定

「介護保険法」の改正により、平成三十年四月一日から居宅介護支援事業所の指定権限が県から市に移譲されることとなるので、それに伴い新たに条例を制定するものです。

◎宿毛市ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例

寄附者が寄附金の使途を指定しない件数が増加しているので、より寄附者の思いに伝えられる寄附制度を構築するためにも寄附金の使途を変更する一部改正をするものです。

◎宿毛市空家等対策協議会条例の制定

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、宿毛市空家等対策協議会を設置するものです。

◎宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例

農業委員会による農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じた加算額を支給するため、また、宿毛市国民健康保険条例の一部改正により、国民健康保険運営協議会の名称が変わるのに合わせて委員の名称を変更するため、そして空家等対策協議会委員の報酬を新たに定めるために、本条例の一部を改正するものです。

その他

◎工事請負契約の変更について

平成二十九年九月五日に議決された「勇・富士特定建設工事共同企業体」と契約締結した「林邸改修工事」について、工事請負契約の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

提出された議案

議案番号	件名	議決結果
第1号	専決処分した事件の承認について	承認
第2号	教育長の任命につき同意を求めることについて	同意
第3号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	同意
第4号	平成二十九年年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算について	原案可決
第15号	平成三十年年度宿毛市一般会計予算について	原案可決
第16号	平成三十年年度宿毛市各特別会計（国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、特別養護老人ホーム、学校給食事業、下水道事業、国民宿舍運営事業、幡多西部介護認定審査会、介護保険事業、土地区画整理事業、後期高齢者医療）及び水道事業会計予算について	原案可決
第17号	宿毛市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	原案可決
第28号	宿毛市空家等対策協議会条例の制定について	原案可決
第29号	宿毛市ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例について	原案可決
第30号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第31号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第32号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第33号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

議案番号	件名	議決結果
第34号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第35号	宿毛市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第36号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
第37号	宿毛市立公民館使用条例の一部を改正する条例について	原案可決
第38号	宿毛市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
第39号	宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
第40号	宿毛市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第41号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
第42号	宿毛市国民健康保険高額療養費貸付条例の一部を改正する条例について	原案可決
第43号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
第44号	宿毛市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
第45号	宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
第46号	宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
第47号	宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
第48号	宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について	原案可決
第49号	農村地域工業等導入における固定資産税の課税免除に関する条例の廃止する条例について	原案可決
第50号	工事請負契約の変更について	原案可決
第51号	市道路線の認定について	原案可決
第53号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決
第54号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決
第55号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決
第56号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決

一 般 質 問

〔質問順位による〕

第一回（三月）定例会の一般質問は、十二日と十三日の二日間に八人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



松浦 英夫 議員

スポーツの振興について

問 宿毛市の貴重な財産でもある宿毛市総合運動公園内の補助グラウンドの芝が無残な様相であり、管理が不十分でないか。補助グラウンドの現状についてどのように考えているか、また原因はどこにあると考えるのか問う。

答 一部、芝が生育していない箇所があり大変残念な状況である。この原因は今年の冬が例年に比べて気温が低くかったことによる。

問 委託業者が契約内容のとおり業務を行ったかどうか、業務の検証はどのような評価基準に基づき検証するのか問う。

答 委託業務の確認は業務報告書により確認している。

問 委託契約書に謳われている仕様書で、補助グラウンドは十分に管理出来るのか問う。

答 補助としてのグラウンドであり月一回程度の芝刈を行なっている。今後の管理のあり方については検討する。

問 防災広場は、当初から球技場として整備されてきたという私の認識であるが、市長は球技場として建設されたものではなく防災広場という認識である。この見解の相違について所見を問う。

答 防災安全社会資本整備総合交付金を活用し、防災機能向上を図るために整備された広場である。

問 防災広場を競技場としても活用し、各種大会やスポーツ合宿の誘致にも繋げてほしいが所見を問う。

答 総合運動公園は多様な有効性があるので、運用面での活用としてスポーツ誘致にも努める。

問 日本サッカー協会や、新しく芝の球技場が出来るとの強い思いから、宿毛FCの父兄の皆さんの協力を戴き、宿毛市に財政的負担を掛けることなく防災広場の芝生化が完成した。このことについて市長の所見を問う。

答 日本サッカー協会から無償でポット苗の提供を受け芝生化が出来た。

日本サッカー協会や宿毛FC等市民ボランティアや関係者に感謝する。

伝統文化の継承について

問 市内を見ると伝統文化の継承が、人口減や高齢化が進む為に、継承が非常に厳しい地区であっても、何とか頑張つて残そうとしている地区もある。伝統文化の継承事業には財政的負担も大きい。こうした地区に対して財政的支援を行う考えはないか問う。

答 祭りの運営等への助成については、市単独事業として活用できる補助事業はなく各地区の運営等における財政的支援は困難である。

問 市内各地で使われてきている方言を調査して、記録として残していく考えはないか問う。

答 方言は地域の個性を表す独特なものがある。今後においても諸研究や学習に参画するなかで成果を蓄積したい。



山上 庄一 議員

景気回復のための公共事業の拡大について

問 平成三十年度の予算は、二十九年度に比べ六億円程減額になっているが、現在の経済状況を鑑み、もっと積極的な予算編成で公共事業を拡大していくべきと思うが、なぜこのような予算編成にしたのか聞く。

答 減額理由は、林邸の完成により、普通建設事業費の約三億円減額が主な理由である。予算編成には、限られた財源の中で事業の必要性や優先順位等を精査し、予算計上している。

国庫補助を伴う公共事業は、新規及び継続事業ともに事業の必要性を鑑み、積極的に予算化し、維持修繕も、道路維持なども、市内各地で高齢者の方が手押し車が押せないといった話も聞いているので、増額している。

問 景気を回復させるためにも積極的な予算にして公共事業を増していくべきときと思う。それも巨大な事業や、箱物をどんどんと造れというのはない。身の回りの道路な

どの整備を、利益の再配分を行う方法として公共事業の形式をとりつつ、やるべきことをやってもらいたい。

今後、高齢者が増加するので、まちの中には、身近な社会資本の整備、環境整備が求められる。

公共事業も、地元業者で対応できる中小の事業を数多く出していただけではないと思う。

大型の事業でも、地元優先で発注すれば、地元業者のメリットも大きい。地元業者は下請、孫請になるケースが多くなる。

景気をよくして、夜でも宿毛はにぎやかだということになれば、それ自体が、また人を集めるのではないかと。所見を聞く。

答 事業の大小にかかわらず、地元業者優先を念頭に、事業を進めてきた。

工事の発注には、大型事業を地元業者が受注できるように、分割して発注することも考えられるが、施工管理の一元化が難しくなるなどのデメリットも生じることとなる。

事業個々の目的を達成するに当たり、どのような発注方法がより効果的であるかを勘案する中で、今後もこれまで

同様、地元業者優先で公共事業を進めたい。

また、平成三十年度以降は、防災拠点施設の建設や、学校や保育園の建設関連予算も必要となることから、公共事業は、今後、増加していく見込みである。



山本 英 議員

居住可能な空き家対策について

問 二〇三三年には三戸に一戸が空き家になる分析が出ている。本年六月に住宅宿泊事業法が施行される。将来、観光客が増えれば活用の道が開ける可能性がある。県では条例等の検討をしているのか。

答 県から意見照会の依頼が来ている。今後の動向を注視し、空き家対策として検討する。

小筑紫バイパスについて

問 阿南市ではバイパス沿いの小山を切り拓いて防災公園として整備している。所見を問う。

答 高知県とも協議しながら、防災公園とのリンクについても勉強する。

教育の原点について

問 我が国の建国精神の一つは道義国家の建設にあり、道義の元は教育にあるというものであるが、教育の原点を問う。

答 相手を思いやり、大切にすること、自分自身や故郷を大切に思う心豊かな子供たちの育成を目指す。

出生率の向上対策について

問 人口の今の減少率からみて、二一〇年の日本の人口は約四千万人になると言われている。少子化は、自衛官、警察官、消防士といった若い力を必要とする職場に影響し、これらの機能が低下すれば社会の破綻につながる。これを防ぐためには、出生率を高める必要があるが、共働きがしやすい風土の育成について問う。

答 市役所では、男性職員が育児休暇等を取得しやすい職場環境の醸成に努める。また、宿毛市として、放課後児童クラブまたは放課後子供教室を各小学校で行い、子育て支援の一助としている。

自衛隊誘致のための安全保障観について

問 中国のA2AD政策の認識を問う。

答 中国のA2AD戦略について、詳しくは承知していないが、中国のアメリカに対する軍事戦略であると認識をしている。

問 世界の総兵力（予備役を含む。）の総人口に占める割合は一・二六%であり、中国は千三百万で約一%、台湾は百八十八万で約八%、日本は二十八万で〇・二二%である。東北震災では、陸上のみな

らず海でも漁場の早期回復に貢献している。人口比から見た所見を問う。

答 駐屯していただければ大規模地震発生直後から迅速な活動が期待され、住民の大きな安心に繋がる。

問 徳之島は商工会議所が中心、合併前の那賀川町や奈良の五條市では首長が先頭になって活動している。市長の活動方針を問う。

答 これまでと同様に市、議会、商工会議所が連携を図り誘致活動を進める。



山岡 力 議員

再編計画を踏まえた教育環境への展望について

問 昨年十二月議会において宿毛小中学校は、小中一貫校としたい旨の発言が市長から

あったが、大事なことは懇切な説明と住民合意でないのか。

答 宿毛小中の改築は一度建てると何十年という利用年数となり地域住民・保護者等へ学校の姿を説明する事は極めて重要と考える。

問 平成十九年から議論にのぼった学校再編計画は少子化に伴う教育環境の変化をどう克服するか、この視点で議論がされた。宿毛小中に大きな費用を掛けると次が進まないが、市長の考えを聞く。

答 宿毛中は耐震化したとはいえ、建築年数が相当に経過しており、小中を一体型で建設する案を模索してきた。建築手段としてPFIの活用を考えている。この手法は工期の短縮にもなり総事業費が分割払いにもなる。市の費用負担の軽減になると考える。

問 平成三十二年に学習指導要領が改定になり授業コマ数が増え、多忙な教員に負担が増すが、解消についての取組みを聞く。

答 教員の勤務実態をタイムカードやICカードの活用に

より把握したい。業務の明確化・適正化に努めたい。デスクワークの簡略化の検討やクラブ活動においても練習日・時間等見直せないか、支援員の活用も検討したい。

県移管に伴う国保運営について

問 県移管のメリットはあるか。

答 国保には高額療養費制度があるが、他所の市町村に移ると一回分が一旦リセットされていたが解消された。

問 国保の資産割廃止について問う。

答 現状の試算では資産割を廃止しても安定した国保運営のための基金への積立ができる見込みとなっている。

問 国保加入者と社会保険加入者では同じ所得でも保険料に差がある。所得割の税率を下げる検討はできないか問う。

答 検討していきたい。

問 国は自治体の国保運営の努力に対しペナルティを科し交付を減らしている。この力

ット分を平成二十年に遡って繰り入れていたが一般会計にも三月補正にも繰り入れがないが理由を問う。

答 三十年度になるまで算段がつかなかった。財政状況を踏まえ検討し繰り入れを行う。

コンパクトシティ構想と観光産業の推進及び活性化について

問 西へ拡がった当市だが、市民が誇れる町の顔がないのでは。

答 人口減少・景気低迷・津波浸水予測の公表等もあり出店も見られず商業化が進んでいない。

問 基幹産業の創出について問う。

答 圃場整備予算を計上しており文旦の産地を広めたい。施設園芸では公社化を進め苺生産に努めたい。



原田 秀明 議員

ポスト維新博について

問 ポスト維新博の観光テーマが「自然」であり、宿毛市では地域の特長を活かした選択と集中が成功のカギとなるのではないか。市長の考えを問う。

答 高知県は、歴史観光の勢いを維持させつつ、「自然」や「体験」を前面に出した「ポスト幕末維新博」を展開し、自然体験型観光の磨き上げとともに、周辺施設や事業者等とのクラスター形成をさらに進めていくことで、受入態勢のレベルアップを行うこととしていく。宿毛市には沖の島・鵜来島があり、釣りやスキューバダイビングを中心に多くの方々にお越しいただいてるので、この強みを更に磨きをかけて成功への鍵になると思っている。更に、自転車や八四%の森林を活用したアクティビティなど交流人

口の拡大に向けても取り組んでいく。

事務系の企業誘致について

問 高知県が二〇〇四年からコールセンターやバックオフィスなど、事務系企業誘致の助成制度をスタートしているが、宿毛市でも事務系企業の誘致を進めたらどうか問う。

答 この助成制度を活用し、高知市・南国市・四万十市・四万十町で十三社十四事業所が開設しており、本年五月には土佐市においても一社が開設する予定。事務系企業などの新たな職種の進出については地域内での就職の選択肢が広がるとともに、人材の流出防止にも繋がるものと考えるので、今後は高知県と連携を図りながら事務系企業の誘致も視野に入れて取り組みたいと考えている。

小中学校のインフルエンザ対策について

問 今年はインフルエンザの流行がいつもより早く、多く

の感染者が出たのではないかと、予防接種を希望する児童・生徒には費用の補助も考えたかどうか問う。

答 教育委員会としてもインフルエンザの予防接種は、感染予防や発症時の重症化を避けるための有効な手段であるが、学校現場において一律に予防接種を行うことは困難であると考えられる。予防接種費用の補助を行うことにより接種率を向上させることも重要であるが、まずは、手洗いの励行や身の回りを清潔に保つなど、日々の感染症予防について、児童生徒に限らず教職員についても周知徹底していききたいと考えている。また、感染者が出た際には速やかに出席停止の指示を行うなど、教育の場・集団の場として望ましい学校環境を維持するとともに、児童生徒等が健康な状態で教育を受けるために宿毛市教育委員会主導のもと、教育現場全体で取り組んでいきたいと考えている。



川村 三千代 議員

オリンピックを活かした教育について

問 平昌オリンピックの感動も記憶に新しい中、グローバルな視点を育み、アスリートの言動からも学ぶべきものが多いオリンピックについて、二年後の東京オリンピック開催を視野にどのような形で教育に活かしていくのか。

答 本市は東京オリンピック、パラリンピックのホストタウンとしての登録をしており、昨年はオランダの自転車女子ナショナルチームが合宿を行った。また、本年度は県の教育推進市町村の指定を受ける予定となっている。具体的な内容は検討中であるが、単に大会そのものを学ぶのではなく、大会を支える人々について異なる文化や特徴を持つ国際社会の多様性、おもてなしの心、共生社会の在り方等、深い学びにつながるものにし

ていきたい。

庁舎について

問 市庁舎の今後について問う。

答 現庁舎は老朽化、そして災害発生時の司令塔機能という視点からも建て替えの必要があると認識している。三十年代は庁舎建設の検討チームを編成し、建て位置や庁舎建設における様々な課題を抽出し、議会をはじめ市民の皆様にお知らせ、ご意見を頂戴し、意見集約を図り、早ければ三十年代中に関係予算の提案も視野に全力で取組んでいきたい。

移住定住促進事業について

問 市民との交流、理解、協力も必要とされる移住定住促進事業について、れんげいこうち広域都市圏事業による二段階移住も含め、今後の取組みについて問う。

答 二十七年度、二十八年度の二カ年で、七十二組百五人の方が移住されており、二十七年年度の定住率は約八十八・

五%となっている。今年度においても三月一日現在、四十二組四十八人となっており、目標であった五十人を達成できる見込みであり、様々な施策が実を結んでいる。今後も幡多六市町村合同での二段階移住を進めるフェアを開催するなど情報発信に努め、多種多様な考え方を、ニーズを持つ移住希望者に対応していきたい。市民の方々に向けては移住者増加による地域活動の活性化、地域活力の好循環についてご説明申し上げ、住民との交流促進を図り、よりよい形での地域コミュニティを築いていきたい。

市政について

問 市長の若さ、行動力に期待を寄せる市民は多い。今後の市政への取り組みを問う。

答 産業振興、観光振興、防災対策、人口減少対策、子育て支援対策、この五本を重点政策として市民の皆様とともにまちづくりを進めていきたい。今後も市長としてしっかりと宿毛市を牽引していく考えである。



野々下 昌文 議員

SDGsについて

問 二〇三〇年までに誰ひとり取り残さない世界を実現し、社会が抱えているさまざまな課題を同時に解決していくための国際合意であるSDGs(エスディージーズ)への認識と本市の取組みについて問う。

答 本市も「まち・ひと・しごと総合戦略」などの計画に位置付け、既に取り組んでいる内容もあるが、各自治体にとって今後ますますSDGsの理念に沿った取り組みの必要性が高まってくると認識しており、さまざまな事業に取り組んでいく。

放課後児童対策について

問 本市において放課後児童クラブは三年生までとなっているが、四年生以上の希望者

もあり、困っている方への対応について問う。

答 既に定員いっぱい専用スペースや放課後支援員の確保が難しく、今すぐ拡充することは困難な状況であるが、今後、要望が強く出てきたら、学童保護者会からも意見を伺いながら十分協議をしていく。

非常備消防の現状と課題について

問 近年、消防団員の減少、高齢化が進む中で、台風や局地的な大雨等、風水害の激化等の災害が多様化、大規模化をしており、マンパワー不足に対し機能別団員制度を導入している地方自治体も増加しているが、本市の取り組みについて問う。

答 これからも、団員確保に向けてポスターや広報で一人一人のレベルアップを図り、自主防災組織や女性消防隊との連携も進めていく。また、団員確保に向けては、団員の方々が非常に努力をしていただいていることは十分承知をしている。大規模災害時の機能別

団員制度については他市町村の事例も参考に、今後検討していく。

問 消防団員に対する火災・水災出動に対する手当は支払われていない状況にある。近隣市町村では支払われており、本市も支給すべきであると考えるが。

答 出勤手当の必要性は十分認識している。少しでも早い支給に向けて今後、調整をしていく。

小集落の生活用水確保について

問 生活用水を井戸水や谷水に頼っている地域では、高齢化により水源の管理が難しくなっている。どのような対策を考えているのか。

答 集落の生活用水の確保を支援する事業として、高知県中山間地域支援総合補助金生活用水確保支援事業がある。大切なライフラインであるので補助事業の採択に向けて、高知県に積極的に要望を行っていく。



川田 栄子 議員

窓口業務の民間委託等の推進について

問 窓口業務の民間委託などの推進についての見解を問う。

答 予算削減等の観点からのご指摘と思われるが、直ちに実施する計画はない。なお、平成二十二年四月より沖の島支所弘瀬連絡所、二十三年四月より鶴来島連絡所における窓口業務については民間委託を実施している。

適切な定員管理の推進について

問 人件費の削減は予算編成方針の重要事項に明示されるべき項目である。職員について自治法では定員数を条例で定めるとあるが、臨時職員の定数・雇用条件は条例規定事項ではなく自治体全体で臨時職員雇用状況を把握する必要

がある。職員数、また、臨時職員数を問う。

答 職員数は平成二十八年度三百四名、二十九年三百一名、三十年度は三百名の予定。臨時職員数は平成二十八年度五十八名、二十九年度四十三名、三十年度は未定。

問 将来を予測し今後五年間の人員適正化計画策定を提案する。

答 無駄のない組織の再編、適正な人員管理に努め、人件費もたくさんかかるので考えながら適正にやっていきたい。

職員の能力実績に基づく人事管理について

問 地方公務員法において任命権者は人事評価を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用することとなっている。勤勉手当の支給、昇給について人事評価を反映せず、一律に行うなど不適正な運用はないか。

答 職員の事務能力、職務遂行能力の向上等のため、また、評価されることで意識改革、

能力開発及び業務改善につながるものとして平成二十八年四月より実施。評価結果については参考資料として活用している。

問 本人の向上が効果的に市民に繋がっていくためにも評価結果が本人に明確になっているか、フィードバックできているか。

答 上位役職者による一次評価は面談形式で職員の良かった点、悪かった点の認識を促し更なる業務の改善や職員の意識改革を図っていく。また、課長には職員の能力を発揮で

きる職場にと日々話している。

教員の働き方について

問 地域にとって学校は健康や生きがいを生み出す場となり絆を作り出す核となっている。地域住民が先生の働き方に貢献できないか問う。

答 地域の方々のご協力によって、先生方が少しでも子どもに向き合う時間を確保でき、教育効果を上げることができると考える。地域と共にある学校づくりを推進したい。

▼ 人事 案 件 ▲

次の人事議案を全会一致をもって同意しました。

○ 教育長の任命について

出口 君男（でぐち きみお）氏（再任）

○ 教育委員会委員の任命について

名倉 寛文（なぐら ひろふみ）氏（再任）

● 議会用語 Q & A

Q 議会運営委員会とは。

A 多数の議員で構成される議会を円滑、効率的に運営するため、条例で設置する委員会です。会期、議事日程、議案等の取扱い、陳情の取扱いなどの議会の運営や会議規則、委員会条例、議長の諮問に関する事項などを協議、調査、審査します。

★ 会議録の 閲覧を ★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。

詳しくは「会議録」をご覧ください。

三月定例会の会議録は六月上旬にできる予定です。

市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市議会ホームページでご覧になれます。

議会開会中は宿毛市のホームページとスワンテレビで映像中継しています。

なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。



） 編集後記 ）

こういう寒い年は桜が早く咲くといった高齢者がいました。その桜も散って、今、山々は新緑の美しい季節になりました。

入学の準備や新学期も始まり、お子さんを持つ保護者の皆様も何かとお忙しい事でしょう。心機一転、新しい気持ちで三年度の扉を新社会人として職に就かれた方もいらっしゃる事でしょう。

去る四月二十一日には林邸の落成記念式が行われました。宿毛小中学校の建築手法についても着手しています。私たち議員一同も事業推進の協力もしながらチエックもしてまいります。

今回は八名の一般質問がありました。議会だよりは分かり易い文面になっています。是非ご一読下さい。季節の変わり目はとく体調を崩しがちです。皆様のご健康を心よりご祈念申し上げます。

＜ 編集委員 ＞

- 山岡 力
- 山本 英
- 山戸 寛
- 松浦 英夫
- 宮本 有二

平成30年度 税務職員採用試験

受験資格 4月1日において高校卒業後3年を経過していない者および平成31年3月までに高校卒業見込みの者、または、人事院が同等の資格があると認める者

申込期間 6月18日(月)9時～6月27日(水)(受信有効)

申込方法 原則インターネット申し込み
申込専用アドレス

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

※インターネット申し込みができない場合は高松国税局総務部人事第二課試験研修係(☎087-831-3111内線245)までお問い合わせ。

資料請求 人事院四国事務局、高松国税局および各税務署
※受験案内およびパンフレットは5月上旬に配布

採用予定数 後日、人事院ホームページに掲載

試験日等

試験区分	試験日	試験場所	試験種目
第1次試験	9月2日(日)	高知市、徳島市、高松市、松山市	①基礎能力試験 ②適性試験 ③作文試験
第2次試験	10月10日(水)～ 10月19日(金)のうち指定日	第1次試験合格通知書で指定する場所	①人物試験 ②身体検査

合格発表 第1次試験合格者発表日 10月4日(木)
最終合格者発表日 11月13日(火)

国税庁ホームページ採用案内ページアドレス

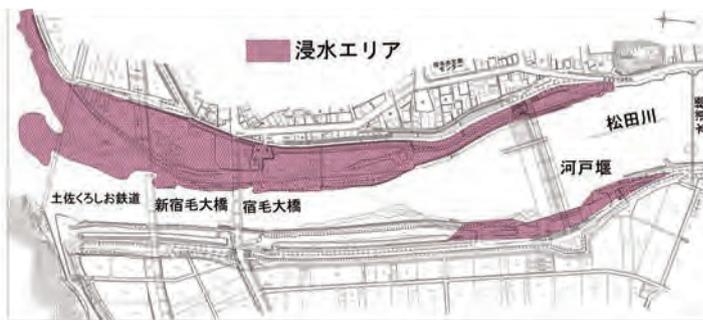
<http://www.nta.go.jp/about/recruitment/zeimushoku/shiken/O2.htm>

☎ 中村税務署総務課 ☎0880-35-2135

河戸堰周辺河川敷からの避難

松田川の河戸堰周辺の河川敷は、川の水位が上がると浸水する区域です。また、大雨時に一定以上の水位になると、河戸堰でゲート操作を行います。ゲート操作を行うと、河川敷はさらに浸水しますので、河川敷から避難してください。

☎ 幡多土木事務所宿毛事務所施設管理課
☎63-2141(宿毛事務所)
☎62-0534(河戸堰自動応答)



春の火災予防運動

3月1日から3月7日まで、全国一斉に「春の火災予防運動」が実施されました。これに合わせて3月4日(日)に宿毛市消防団では、消防車両10台を2班に分け市内全域で防火パレードを行いました。



取り付けましょう！住宅用火災警報器！

近年、建物火災による死者数が増加しており、そのほとんどが住宅での火災によるものです。住宅火災で亡くなった人のうち、その多くが「逃げ遅れ」が理由で命を落としているという事実があります。

また、「逃げ遅れ」が多い理由として、夜間の就寝中に発生している事例が多いことも原因となっています。しかし、住宅用火災警報器を設置していれば火災の早期発見と、迅速な避難が可能になり、「逃げ遅れ」による犠牲を少なくすることが期待できます。

消防法の改正により、平成23年6月1日から全ての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務づけられていますが、宿毛市全体ではまだまだ設置率が伸びていません。ご自身・ご家族を守るため、早めに設置してください。なお、電池式住宅用火災警報器はホームセンターや家電量販店で購入することができます。



☎ 宿毛消防署 ☎63-3111(代表) ☎63-3300(火災・災害用) FAX)63-3396

宿毛の教育について

宿毛市教育長 出口 君男

平成30年度教育行政方針を抜粋してお知らせします。

人権教育

市民一人ひとりが人権の意義と重要性について正しい認識と理解を深め、不当な差別をなくするため、あらゆる機会を通じて人権教育を積極的に推進し、全ての人が人として尊重し合える明るいまちづくりと人権意識の向上に努めていきます。

学校教育

「21世紀を心豊かに生き抜くことのできる子どもの育成」を基本として、幅広い知識と教養を身に付け、豊かな情操と道徳心を培うとともに、主体的に考え抜く力を育み、健やかな身体を養うことを目指して学校教育の充実に取り組んでいきます。
主体的・対話的で深い学びを
実践する中で確かな学力の保障
と人間性の向上に努めていきま
す。

「重点目標・施策」
いじめ、不登校、児童虐待等

の対策として、スクールソーシャルワーカー活用事業等を通じて、よりきめ細かな取り組みを推進します。

● 教職員としての基本的な資質はもとより、豊かな人間性や幅広い視野を身につけるための総合的な研修を推進するとともに、教育研究所を中心として教科研修の充実を図り、授業改善、指導力の向上に努めます。

● 「生きる力」を身に付ける上で必要とされているキャリア教育についても引き続き宿毛市教育施策の柱の一つとして推進し、小中連携して9年間の基礎的・汎用的能力の積み上げを促していきます。

● 英語指導助手（ALT）を配置し、中学校における英語教育の充実だけでなく、小学校3年生に拡大された小学校の外国語活動を円滑に実施し、国際社会の一員として活躍できる人材の育成に努めます。

● 東南海、南海地震に備えた防災教育や避難訓練を実施し、児童・生徒、教職員の危機管理の意識の高揚を図ります。専門的な知識を有する学校防災アドバイザー等からの指導、助言を受けて各学校の防災マニュアルの点検を実施し、引き続き防災教育を推進

します。

● 学力の向上や生徒指導における課題の解消等、教育効果の更なる向上に向け、義務教育の9年間および義務教育を終えた子どもたちの姿を見据えた教育の取り組みをさらに推進するため、小中9年間の一貫的な教育について、指定校を選定し、研究を進めていきます。



学校給食

すべての児童・生徒がみんな一緒においしい給食が食べられるよう食物アレルギー食等の対応も行い、安心・安全で栄養

バランスのとれた学校給食を提供し、食育の推進に努めます。

「重点目標・施策」

学校給食センターは施設・調理設備の老朽化が著しく、改築が課題となっており、平成29年度に学校給食センター改築検討委員会から提出された報告書を基に、早い時期に学校給食センターの改築が推進できるように取り組んでいきます。

生涯学習

生きがいと潤いのある人生を過ごすために、宿毛文教センターを拠点に、子どもや若者、働き盛りの世代も含め、地域住民全体が気軽に集える機会を提供し、いつでも、どこでも、誰でもが、自発的に学習できる学習機会を充実させるとともに、地域全体の教育力の向上を図り、一人ひとりの人権が尊重され、子どもたちが健やかに育つ豊かで文化的な地域社会づくりに取り組めます。

「重点目標・施策」

● 子どもフェスティバルなどの公民館事業や放課後子ども教室等を通して、子どもから高齢者までを対象としたふれあい事業の実施や地域の教育力

を活用した世代間の交流を進め、優しさや温もりのある地域社会で子どもたちの健全育成に努めます。

● 宿毛市展や芸術祭などの芸術・文化に親しむ機会を提供し、公民館の各種サークル活動の育成支援を行うなど、市民及び文化団体等が自ら行う芸術・文化活動の支援に努めます。

● 宿毛花へんろウオークなどを開催することで、市民一人ひとりが体力や年齢、技術等に応じて、生涯を通じて気軽にスポーツを楽しむことができ、生涯スポーツの推進に努めます。

● スポーツ合宿や各種スポーツ大会の誘致に努め、市内の各種スポーツ施設を活用した事業等により、市外からの交流人口の拡大に努めます。



坂本図書館新刊コーナー

(内容紹介は、(株)図書館流通センター TRC MARC より)

● モンスター・ホテルでプレゼント



柏葉幸子 作
高島純 絵
小峰書店

明日はドラキュラ男爵の奥さんの誕生日。プレゼントを探しているのに、「これだ!」というものが見つかりません。ドラキュラ男爵は、ドワーフ先生たちと一緒に、新しくできたショッピングモールへ行きますが…。

● 青くて痛くて脆い



住野よる 著
KADOKAWA

僕が、秋好が残した嘘を、本当に変える。それは僕にとって、世間への叛逆を意味していた。青春の煌きと残酷さを痛烈に描ききった“喪失”のその先の物語。『文芸カドカワ』連載に加筆し単行本化。

● やさいのがっこう どうもろこしちゃんのながいかみ

なかやみわ 作 / 白泉社

● 恨みっこなしの老後

橋田壽賀子 著 / 新潮社

● しあわせの牛乳 -牛もしあわせ!おれもしあわせ!-

佐藤慧 著 / 安田菜津紀 写真 / ポプラ社

● 痛い靴がラクに歩ける靴になる

西村泰紀 著 / 主婦の友社

第5回 絵手紙交流展 —ひびきあう心とこころ—

公民館サークル「絵手紙 遊会」のサークルメンバーの作品の展示を行います。

5月10日(木)～5月11日(金) 10時～16時

5月18日(金)～5月20日(日) 10時～16時

場所 沖の島開発総合センター

場所 宿毛文教センター2階 会議室1

入場料 無料

主催 絵手紙 遊会 / 後援 日本絵手紙協会・宿毛市教育委員会



問 絵手紙 遊会 西尾 美早香 ☎090-5915-0160

愛館日の清掃奉仕

3月から10月まで毎月最終水曜日を愛館日として、日ごろ中央公民館でサークル活動を行っている皆さんやボランティアの方々にご協力いただき、文教センターの中庭や花壇の手入れ、路面の草引きなどの清掃奉仕活動を行っています。今後も、ご協力お願いします。

実施日 5月30日(水)、6月27日(水)、7月25日(水)、8月29日(水)、9月26日(水)、10月31日(水)

時間 8時30分

問 中央公民館 ☎63-2618

宿毛文教センター殺虫消毒日

5月28日(月)は、宿毛文教センター全館の殺虫消毒を行うため、入館することができません。当日は職員(管理人を含む)が終日不在となります。

実施日 5月28日(月)

問 中央公民館 ☎63-2618

平成30年度 国民健康保険税率等の改正

資産割の廃止

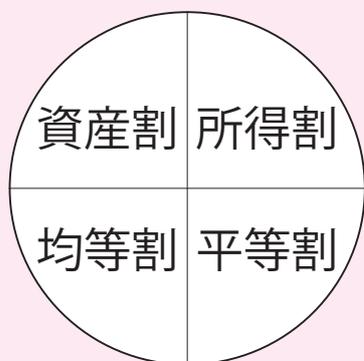
市町村国民健康保険は、平成30年度から都道府県を財政運営の責任主体とし、都道府県単位化することにより、安定的な財政運営と効率的な事業展開を行うこととなりました。

これまでは市町村で必要な医療費などを推測して国民健康保険税（以下、国保税）率等を定め、賦課徴収を行ってきましたが、都道府県化に伴い、平成30年度以降は県が算定し示す事業納付金を支払うために、市町村が国保税率等を定めて賦課徴収する仕組みへ変わりました。

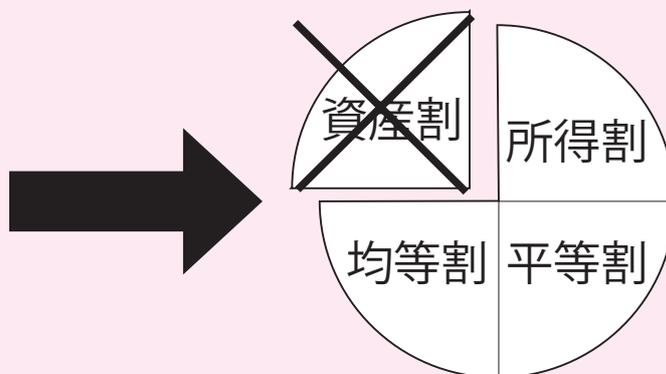
今回の改正は、賦課方式の見直しを行い、資産割を廃止し、3方式（所得割、均等割および平等割による賦課徴収）へと変更します。これは、時代の流れとともに加入する被保険者の就業形態等が大きく変化し、資産割に対する不公平感が高まっていること等により、全国的にも資産割を賦課する市町村が減っていることや、県が行う事業費納付金の算定において、3方式の標準賦課方式としている現状等を踏まえ変更するものです。

なお、所得割、均等割および平等割については、変更ありません。

変更前



変更後（資産割の廃止）



課税限度額の引き上げ

高齢化の進展等による医療給付費等の増加が見込まれる中で、保険料負担の公平を図る観点から、医療給付費分の課税限度額を4万円引き上げます。

区分	所得割	資産割	(資産割改正前)	均等割	平等割	限度額
医療給付費分	8.0%	-	(33.0%)	22,000円	23,000円	58万円
後期高齢者支援金分	2.3%	-	(9.0%)	6,000円	5,500円	19万円
介護納付金分	2.0%	-	(7.0%)	7,500円	5,300円	16万円

低所得世帯の軽減基準の拡充

経済動向等を踏まえ、中間所得層の被保険者の負担に配慮した軽減判定所得の見直しを行い、5割、2割軽減についての判定基準額を拡大します。

未申告の方が世帯にいる場合は、実際の所得が判定基準以下であっても軽減措置を受けることができませんので、必ず所得の申告（収入が0の場合も）をお願いします。

軽減区分	所得要件【世帯の総所得金額等で判定。(擬主の所得も含む)】
7割軽減	33万円以下の世帯
5割軽減	33万+(27万5千×[被保険者数等(※)])円以下の世帯 ●下線部を平成29年度に比べ5千円拡充
2割軽減	33万+(50万×[被保険者数等(※)])円以下の世帯 ●下線部を平成29年度に比べ1万円拡充

※被保険者数等:被保険者と国保から後期高齢者医療へ移行し、その後も継続して同一の世帯に属する方の人数

老齡基礎年金の繰り下げ・繰り上げ

繰り下げ受給

66歳以降に老齡基礎年金を受け始める繰り下げの場合は、年金額が増額されます。繰り下げた場合、その請求した時点（月単位）に応じて増額され、生涯増額された年金を受け取ることになります。ただし、遺族年金等の受給権がある場合は適用になりません。（増額率は1月で0.7%、最大で42%）

なお、繰り下げした場合、老齡基礎年金を受給するまでは振替加算も支給停止になりますので、振替加算が多い方は不利になる場合があります。詳しくは幡多年金事務所へお問い合わせください。

繰り上げ受給

老齡基礎年金の支給開始年齢は原則として65歳ですが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間でも、年金を繰り上げて受けることができます。ただし、繰り上げた場合、その請求した時点（月単位）に応じて減額され、生涯減額された年金を受け取ること、障害基礎年金を請求できなくなることなど、注意が必要になります。（減額率は1月で0.5%、最大で30%）

問 市民課年金係 ☎ 63-1112

おすすめです！「付加保険料」

定額保険料に月額400円の付加保険料をプラスして納めると、将来の老齡基礎年金に付加年金が上乘せされます。付加保険料の納付は、お申込みいただいた月分からとなり、定額保険料（月額16,340円）を納付していただくことが条件となります。保険料の免除されている期間、国民年金基金の加入期間は、付加保険料を納めることができません。2年以上受給されると、支払った付加保険料以上の付加年金が受け取れるので、お得です。付加保険料の納付をご希望の方は、幡多年金事務所または市民課年金係へお申し出ください。

問 日本年金機構幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616

日本年金機構幡多年金事務所による

年金相談

問 市民課年金係 ☎ 63-1112

日時 5月15日（火）10時～15時
（昼休みを除く）

場所 宿毛市役所 **受付** 市民課年金係

受付時間 8時30分～
※相談には事前に予約が必要です。

- 必要なもの**
- 年金手帳や年金証書
 - 定期便の相談であれば送られてきた書類一式
 - 認め印 ●本人確認ができるもの
- 代理人の場合**
- 委任状（家族であっても必要です）
 - 代理人の本人確認ができるもの

お誕生おめでとう （平成30年3月受付分）

住所	赤ちゃん	保護者
平田町戸内	山岡 ゆな	浩也
西町1丁目	高内 惺愛	拓海
宿毛	北代 蓮旺	龍星
山奈町山田	徳田 風	亮
宇須々木	浜田 京果	浩平
駅前町2丁目	布山 晃大	和彦
港南台1丁目	岡崎 栄来	晴輝
平田町中山	佐田 昇三郎	孝太郎
高砂	山際 天神	祐紀
山奈町芳奈	徳重 匠真	美香
大島	中山 偉央利	美春
宿毛	松本 明莉	元治

ご冥福をお祈りします （平成30年3月受付分）

住所	氏名	享年
小筑紫町小筑紫	浦田 一壽	69
中央1丁目	萩野 百子	92
大深浦	吉村 光代	82

※本コーナーの記事は、家族などからの申し込みにより掲載しています。
（敬称略）



問 市民課 ☎ 63-1112

ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭の保護者と18歳までの児童の医療費を助成します。(※児童とは18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者)

対象は所得税非課税世帯で、税の確定する6月に審査が必要となります。ただし、税制改正により廃止された年少扶養・特定扶養控除上乘せ分があるものとして審査するため、実際の課税状況と審査結果が異なる場合があります。

なお、この助成を受けるには申請が必要です。



現在、助成を受けている方

5月は、ひとり親家庭医療費受給資格の更新月です。受給対象者は、交付申請書を忘れずに提出してください。現在、助成を受けている方には4月下旬に届出用紙を送付しています。

受付期間 5月1日(火)～5月31日(木)
(土・日・祝日除く)

受付場所 福祉事務所子育て推進係

持参物

- 対象者全員の保険証
- 認め印
- ひとり親家庭医療費受給者証

問 福祉事務所子育て推進係 ☎ 63-1114

「いきいき百歳体操」を始めてみませんか？

宿毛市では、住民主体で5名以上集まり、週1回以上「いきいき百歳体操」を行う自主グループに対し、体操支援を行っています。おもりを使い体操を週1回以上継続することで筋力がつき、日常の生活動作が楽にできるようになります。

週に1～2回、集会所など、身近で誰でも気軽に行ける場所で、楽しく熱心に行われています。集まることが生活の楽しみとなり、地域の交流を深めることにもつながってきます。皆さんの地区でも体操を実施してみませんか。

以下の条件を満たすグループに支援をしています。

- ①週1回もしくは週2回実施ができる。
- ②5人以上の参加者がいる。
- ③地区の誰でも参加ができる。
- ④体操を3カ月以上続けることができる。

現在活動中のグループ

中角	与市明	戸内	小島
西町	和田	文殊(二ノ宮)	ぶんたん(大深浦)
あけぼの(街)	橋上	白梅(小筑紫)	弘瀬
神有	芳奈	栄喜	手代岡
四季の丘	貝塚	高石	沖須賀
自由が丘	さくらが丘	母島	高砂
福良	どんぐり(坂本)	真丁	田ノ浦
錦	藻津	徳師	なでしこ会(長野)
寺尾	みやび(街)	竹部	貝礎
長尾	西竹石	片島	仲須賀
大海なぶら会			



問 長寿政策課予防係 ☎ 63-9112

認知症予防教室開催

聖ヶ丘病院で認知症予防の講座&座談会を開催します。5月は「認知症の人へ接し方」で、介護福祉士等がお話します。どなたでもお気軽にご参加ください。

日時 5月25日(金) 14時～15時

場所 医療法人祥星会聖ヶ丘病院 作業療法室

参加費 無料 **申込** 不要 **駐車場** 有

問 (医)祥星会聖ヶ丘病院 地域連携室中野・長尾 ☎ 63-2146 (病院代表)

母子保健

乳児健康診査 対象児に個人通知します

日	場 所	受付時間
8 金	宿毛市総合社会福祉センター	9:15～9:35
22 金	宿毛市総合社会福祉センター	9:15～9:35

赤ちゃん広場

日	場 所	実施時間
7 木	東平コミュニティセンター	9:30～11:30
20 水	地域子育て支援センター	9:30～11:30
26 火	宿毛市総合社会福祉センター	9:30～11:30

3歳児健康診査 対象児に個人通知します

日	場 所	受付時間
6 水	宿毛文教センター	12:15～13:30

成人保健

[セット健診] 特定健康診査・各種がん検診 ※各健診とも、単独での受診が可能です。

日	場 所	肺がん検診および結核検診	胃がん検診(バリウム検査)	特定健康診査/前立腺がん検診/大腸がん検診
1 金	宿毛文教センター	8:00～10:00	8:00～9:00	9:00～10:00
		13:00～13:40		13:30～14:30

肺がんおよび結核検診

日	場 所	実施時間
1 金	宿毛文教センター	8:00～10:00
	藻津漁協	10:20～10:50
	要工務店(池島)	11:00～11:10
	宿毛文教センター	13:00～13:40
	西尾石油店(大深浦)	14:00～14:40

心の健康相談

保健師による電話相談・面接相談を随時お受けしています。保健所では、相談される内容によって、精神科嘱託医の相談も行っています。

相談窓口

- 宿毛市健康推進課 健康指導係 ☎63-1113
- 幡多福祉保健所 健康障害課 精神保健福祉担当 ☎0880-34-5124(直通) ☎0880-35-5979
- お酒の悩みごと相談 幡多断酒会 大江 拓 ☎090-1173-4672

精神科嘱託医による相談

6月27日(水)、8月9日(木)、10月11日(木)、12月13日(木)

はなちゃんクイズ!

クイズに答えて、はなちゃん特製缶バッジゲット!

クイズ

宿毛市名誉市民であり、文化勲章を受章された方の名前は?

応募先

〒788-8686 宿毛市桜町2-1
宿毛市役所企画課「はなちゃんクイズ!」係
✉ kikaku@city.sukumo.lg.jp

応募方法

はがきかメールに

①住所②氏名③電話番号④クイズの答え⑤『広報すくも』の感想を書いて応募先までご送付ください。5月15日(消印有効)

発表

発表は発送をもって代えさせていただきます。(5名以上は抽選)



Sukumo Kids Museum 作品募集!

集まれ! 未来のアーティスト! 8月号から本コーナーで高校生以下の皆さんの絵画・工芸作品を募集し、紹介します。作品掲載で、作品の写真で作った特製缶バッジをプレゼントします。

応募対象 市内在住のお子さん(高校生以下)

部門 絵画・工芸(※サイズは問いません。)

応募方法

①作品名②氏名(ふりがな)③年齢と学年④保護者氏名⑤日中連絡の取れる保護者の電話番号 を書いた紙と作品をご持参ください。

掲載月 偶数月 **応募先** 企画課

応募締切 奇数月 10日17時

(8月号に掲載希望の場合、7月10日17時まで。)

※応募者多数の場合は、抽選とさせていただきます。作品をご持参いただいた際、その場で作品の撮影をさせていただきます。

問 企画課広報統計係 ☎63-1118

私たち地域おこし協力隊です！

任務：沖の島診療所看護師



ほりぐち さわこ
名前：堀口 佐和子
前住所：大阪府和泉市

島で看護師がしたく、視察に来た時に島の方や市役所職員さんがとても優しくだったので、沖の島に来ることを即決しました。お祭りや文化祭などでもお役にたてるようにがんばりたいと思います。まだまだ宿毛市のこと、沖の島のことわかりません。1日1日教えていただき、信頼される看護師になればと思います。よろしくお願いたします。

任務：自伐型林業の担い手



にしかわ まこと
名前：西川 誠
前住所：徳島県阿南市

「地域おこし協力隊で自伐型林業を募集するので来ないか？」と知人の自伐林家の方から聞き、やってきました。今後は、林業以外にも地域に溶け込めるよう、積極的に行事等にも参加していきたいです。県外生活は初めてで、至らない点多々あるかと思いますが、どうぞよろしくお願いたします。

任務：自伐型林業の担い手



よしだ じゅんのすけ
名前：吉田 淳之助
前住所：東京都練馬区

林業をやりたいと考えていて、宿毛で地域おこし協力隊が募集されているのを拝見し真っ先に応募しました。林業をどっぷりやりたいのと、方々ドライブしながらお気に入りスポットを探していきたいです。宿毛という皆さんの素晴らしいフィールドをお借りします！よそ者ですが、お役に立てるよう頑張ります！

すくすくもっと

新しくすくすくもっとのコーナーを開始します。本コーナーはお子さんの写真を募集し、メッセージとともに紹介する読者参加型の企画です。ぜひ、ご応募ください。



ところだに はるね
所谷 明音ちゃん

🍷 5歳4カ月
🍷 メッセージ…
いつもお姉ちゃんと一緒にです♡
踊りも上手です😊
家のお手伝いもよくしてくれます。



ふじはら こうき
藤原 康起ちゃん

🍷 8カ月
🍷 メッセージ…
パパが大好きなこうきくん。ニコニコ笑顔でみんなを癒してくれてありがとう！
大好きだよ。

すくすくもっとでは、市内在住のお子さん（未就学）の写真を募集します。①氏名とふりがな、②性別、③年齢、④生年月日、⑤保護者氏名、⑥続柄、⑦住所、⑧電話番号、⑨簡単なメッセージ（絵文字含み50字以内）を書いた用紙と写真を提出してください。【応募方法】Eメール、持参、郵送【注意事項】▶小学生以上のご兄弟姉妹が一緒の写真も掲載可能。▶保護者の承諾を得た写真に限る。▶郵送の場合は写真の返却不可。▶応募多数の場合は抽選。【提出期限】掲載号前月15日（消印有効）（6月号に掲載希望の場合は、5月15日までに）ご応募ください。【提出先】〒788-8686 宿毛市桜町2番1号 宿毛市企画課広報統計係 ☎63-1118 ✉kikaku@city.sukumo.lg.jp

5月の行事予定

日 曜	内 容	時 間	場 所	問い合わせ先
1 火	第 21 回 桜墨会サークル展 (～ 6 日) ※最終日は 16 時まで	9:00	宿毛文教センター	中央公民館 ☎ 63-2618
3 木	西部地区少年サッカー交流大会 (～ 4 日)	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467
6 日	第 77 回幡西卓球大会 (国吉杯)	8:30	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467
7 月	ふれあい保育 (リトミックあり)	10:00	宿毛幼稚園	宿毛幼稚園 ☎ 63-2914
	育児相談	10:00	宿毛幼稚園	宿毛幼稚園 ☎ 63-2914
10 木	第 5 回絵手紙交流展 (～ 11 日)	10:00	沖の島開発総合センター	西尾美早香 ☎ 090-5915-0160
	夜間市税納付窓口開設日	17:15	市役所税務課	税務課 ☎ 63-1115
	奥谷博画伯文化勲章受章記念展 記念式典	9:00	宿毛文教センター	中央公民館 ☎ 63-2618
	奥谷博画伯文化勲章受章記念展 (～ 20 日)	9:00	宿毛文教センター	中央公民館 ☎ 63-2618
	子ども将棋教室	9:00	宿毛文教センター	中央公民館 ☎ 63-2618
12 土	高知県高等学校体育連盟幡多支部体育大会 バスケットボールの部	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467
	宿毛カップ少年サッカー大会 (5 年生以下の部) (～ 13 日)	10:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467
13 日	第 1 回中距離記録会	17:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467
14 月	ふれあい保育	9:30	市内各保育園	各保育園
15 火	出張年金相談	10:00	市役所 (市民課で受付)	市民課 ☎ 63-1112
17 木	通学路安全の日		市内全域	青少年育成センター ☎ 63-4197
18 金	第 5 回絵手紙交流展 (～ 20 日)	10:00	宿毛文教センター	西尾美早香 ☎ 090-5915-0160
19 土	宿毛市・大月町中学校球技大会 (～ 20 日)	9:00	宿毛市総合運動公園 宿毛市野球場	総合運動公園 ☎ 66-1467
	宿毛カップ少年サッカー大会 (3 年生以下の部) (～ 20 日)	10:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467
20 日	救命講習会	9:00	宿毛消防署	宿毛消防署 ☎ 63-3111
	中央区球技大会	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467
	幡多希望の家祭	10:30	幡多希望の家	幡多希望の家祭実行委員会 ☎ 66-2212
21 月	あいさつ・声かけ運動日		市内全域	青少年育成センター ☎ 63-4197
	ふれあい保育	10:00	宿毛幼稚園	宿毛幼稚園 ☎ 63-2914
	育児相談	10:00	宿毛幼稚園	宿毛幼稚園 ☎ 63-2914
24 木	夜間市税納付窓口開設日	17:15	市役所税務課	税務課 ☎ 63-1115
25 金	認知症予防教室	14:00	聖ヶ丘病院	聖ヶ丘病院 ☎ 63-2146
26 土	第 60 回高知県中学校通信陸上大会 (幡多大会)	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467
	第 22 回宿毛柔道練成大会 (～ 27 日)	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467
	海辺のワイルドレストラン (～ 27 日)	13:40	片島港 (集合)	沖の島観光協会事務局 ☎ 69-1001
27 日	休日市税納付窓口開設日	9:00	市役所税務課	税務課 ☎ 63-1115
29 火	1 日行政相談所	13:00	宿毛文教センター	総務課 ☎ 63-0948
	直七高付加価値化推進事業説明会	15:00	宿毛文教センター	産業振興課 ☎ 63-1117
30 水	宿毛文教センター愛館日	8:30	宿毛文教センター	中央公民館 ☎ 63-2618

休日市税納付窓口開設日 (※お昼休みも納付できます。)			
月	日	場 所	開設時間
5	27(日)	市役所税務課	9:00～17:00

夜間市税納付窓口開設日			
月	日	場 所	開設時間
5	10(木) 24(木)	市役所税務課	17:15～19:00

高知けいば
パリス宿毛

5月

3・6・12・13・26・27

6月

2・3・9・10・16・17・23・24・30

〈HP〉[http://www.keiba.or.jp\(i-mode\)http://www.keiba.or.jp/i/](http://www.keiba.or.jp(i-mode)http://www.keiba.or.jp/i/)

飼い主のいないメス猫の不妊手術費一部助成

動物愛護の趣旨に基づき、不必要な繁殖および飼い主のいない猫の増加を抑え、殺処分を余儀なくされる不幸な猫をなくすことと併せて、猫の糞尿などに対する公衆衛生の向上を目的に、飼い主のいないメス猫の不妊手術費用の一部を補助します。

申請期間 平成 31 年 3 月 15 日 (金) まで **補助金額** 1 匹につき 5,000 円

対象者 平成 30 年度高知県メス猫不妊手術推進事業の高知県飼い主のいない猫(メス)不妊手術等決定を受けられた方

対象猫 宿毛市内に生息する飼い主のいない猫

添付書類 ● 不妊手術等の領収書 ● 平成 30 年度高知県飼い主のいない猫 (メス) 不妊手術等決定通知書
※いずれも原本に限りますが、コピーした後、原本はお返しします。



申 問 健康推進課保健衛生係 ☎ 63-1113

獲れたて鮮度抜群の魚介類を豪快に調理し、満天の星空の下で食し、
楽しいひとときを沖の島で過ごしてみませんか。

※沖の島に宿泊するイベントです。

5月26日(土) 27日(日)

参加費

大人 14,000円
小学生以下 10,000円
※食事代・宿泊費・渡船代等含
※飲み物別料金

募集定員

25名
(定員に達し次第締め切り)

主催

沖の島観光協会

日程

5月26日(土)

13:40 片島港・定期船乗り場で受け付け
(土佐くろしお鉄道利用の方はご連絡ください)
15:20 母島港到着
16:30 漁見学後ワイルドレストラン開店
20:30 スターウォッチングのクルージング

5月27日(日)

7:00 朝食(旅館)
9:00 島内ウォーキングに出発
12:30 昼食(弘瀬)
15:00 チャーター船で弘瀬港出発
16:00 片島港にて解散

申問

沖の島観光協会事務局

69・1001



第20回

幡多希望の家祭
～みんなアミーゴ～

もち投げもやるよ!

5月20日(日)

幡多希望の家(平田町中山)
10:30～15:00

※雨天時は内容の変更あり

内容

利用者の写真・作品などの展示
一條太鼓の演奏、よさこい踊り、利用者・保護者・施設職員の出し物、もち投げ

出店

メロンパン移動販売、駄菓子、ガパオライス、焼きそば、ペラ焼き、お寿司、やきとり、アイスクリーム、飲み物、幡多地域施設・共同作業所による販売(鉢植え・お菓子など)、バザー(家族会)



問 幡多希望の家祭実行委員会 ☎ 66-2212